

建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）新旧対照表

現 行	改 正																		
<p>(許可申請の添付図書) 第3条 略 2 略 3 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書若しくは第13項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の2の項に規定する図書（当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第1号様式による調書）を添えて、知事に提出しなければならない。 4～8 略 9 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書若しくは第13項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第4項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の8の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。 10 略</p>	<p>(許可申請の添付図書) 第3条 略 2 略 3 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の2の項に規定する図書（当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第1号様式による調書）を添えて、知事に提出しなければならない。 4～8 略 9 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第4項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の8の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。 10 略</p>																		
<p>(手数料の額) 第6条 条例第22条第1号から第8号までに規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとし、同条第9号に規定する規則で定める事務及び規則で定める額は、別表第3のとおりとする。</p>	<p>(手数料の額) 第6条 条例第22条第1号から第8号までに規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとし、同条第9号に規定する規則で定める事務及び規則で定める額は、別表第3のとおりとする。</p>																		
<p>別表第3（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="100 1077 734 1141">事 務</th> <th data-bbox="734 1077 922 1141">手数料の名称</th> <th data-bbox="922 1077 1111 1141">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="100 1141 1111 1173">1～6 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="100 1173 734 1450">7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査</td> <td data-bbox="734 1173 922 1450">用途地域等における建築等許可申請手数料</td> <td data-bbox="922 1173 1111 1450">1件につき 180,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	手数料の名称	手数料の額	1～6 (略)			7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円	<p>別表第3（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 1077 1765 1141">事 務</th> <th data-bbox="1765 1077 1960 1141">手数料の名称</th> <th data-bbox="1960 1077 2150 1141">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1131 1141 2150 1173">2～6 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1173 1765 1450">7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査</td> <td data-bbox="1765 1173 1960 1450">用途地域等における建築等許可申請手数料</td> <td data-bbox="1960 1173 2150 1450">1件につき 180,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	手数料の名称	手数料の額	2～6 (略)			7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円
事 務	手数料の名称	手数料の額																	
1～6 (略)																			
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円																	
事 務	手数料の名称	手数料の額																	
2～6 (略)																			
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円																	

8～40 (略)

8～40 (略)

(参考)

○建築基準法（昭和25年法律第201号）新旧対照表

改正前	改正後
(用途地域等) 第48条 (略) 2～7 (略) (新設) 8～15 (略)	(用途地域等) 第48条 (略) 2～7 (略) 8 <u>田園住居地域内においては、別表第二(ち)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</u> 9～16 (略)